

議案第 71 号

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第26号)
の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第5条、第7条関係)

区分		午前	午後	夜間	全日	冷暖房
		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時	1 時間当たり
1 階	会議室 (1)	円 1,600	円 2,100	円 2,100	円 5,300	円 310
	会議室 (2)	1,600	2,100	2,100	5,300	310
	西会議室 (1)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	西会議室 (2)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	西会議室 (3)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	憩いの部屋 (右)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	憩いの部屋 (中)	1,300	1,700	1,700	4,300	210

	憩いの部屋 (左)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
2階	東会議室 (1)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	東会議室 (2)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	東会議室 (3)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	西会議室 (1)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	西会議室 (2)	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	和室	1,300	1,700	1,700	4,300	210
	大会議室	2,100	3,100	3,100	7,500	620

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に、伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の使用料については、なお従前の例による。